（様式5）

最終更新日：令和8年10月26日

# 令和8年（公社）日本ビリヤード協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.nba.or.jp/

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | （1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 【審査基準（1）について】<br>令和8年8月5日役員会議にて仕切り直し再起動の着手に合意。<br>次世代公益基盤強化委員会内に、「中長期公益ビジョン策定プロジェクト」を設置し再編する。<br>委員会設置及び委員の公募も実施され委員会・プロジェクトは2026年11月に正式スタート。<br>令和9年2月までに策定する。<br>ただし公表は事業報告書への記載が総会承認が得られたのちの令和9年6月とする。<br><br>【審査基準（2）について】<br>公表は事業報告書への記載が総会承認が得られたのちの令和9年6月とする。<br><br>【審査基準（3）について】<br>委員会の委員・構成員は理事会推薦者のみならず一般公募より選定した。<br>過去作成した「中長期計画プロジェクト資料」関連は参考程度にとどめるものとする。 | 45.令和８年度 NBA委員会<br>67.令和8年10月13日理事会議事録<br>68.委員一般公募関係資料 |
| 2 | ［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | （2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | 【審査基準（1）について】<br>令和8年8月5日役員会議にて仕切り直し再起動の着手に合意。<br>次世代公益基盤強化委員会内に、「中長期公益ビジョン策定プロジェクト」を設置し再編する。<br>委員会設置及び委員の公募も実施され委員会・プロジェクトは2026年11月に正式スタート。<br>令和9年2月までに策定する。なお公表は事業報告書への記載が総会承認が得られたのちの令和9年6月とする。<br><br>【審査基準（2）について】<br>委員の公募は令和８年８月から９月に実施した。<br><br>【審査基準（3）について】<br>委員会の委員・構成員は理事会推薦者及び一般公募の委員も参加して実施する。<br>過去作成した「中長期計画プロジェクト資料」関連は参考程度にとどめるものとする。 | 45.令和８年度 NBA委員会<br>67.令和8年10月13日理事会議事録<br>68.委員一般公募関係資料 |
| 3 | ［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | （3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | 【審査基準（1）について】<br>令和8年8月5日理事会にて承認され、再度着手した。<br>次世代公益基盤強化委員会内に、「財務戦略プロジェクト」を設置し再編する。 | 45.令和８年度 NBA委員会<br>67.令和8年10月13日理事会議事録<br>68.委員一般公募関係資料 |
| 4 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 【審査基準（1）について】<br>制度整備に関しては理事会の承認を得ている。<br>令和8年度役員は11名中3名が外部理事である（27%で達成）。<br>令和8年10月13日開催の理事会にて目標割合を確認した。<br>役員候補者選考委員会規程に割合目標を記述し、令和9年2月末までに規程を発行する。<br><br>【審査基準（2）について】<br>女性役員の退任により、現時点で女性理事は不在である。<br>まずは、加盟団体等より候補者を推薦（引退選手ほか）いただけるよう継続して依頼する。<br>令和8年10月13日開催の理事会にて目標割合を確認した。<br>役員候補者選考委員会規程に割合目標を記述し、令和9年2月末までに規程を発行する。<br><br>※理事のプロフィールなどを公式サイトに掲載することを検討する。 | 3.役員規程<br>45.令和８年度 NBA委員会<br>46.役員名簿<br>67.令和８年10月13日理事会議事録 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること | 【審査基準（1）について】<br>評議員制度に関する本項目は当法人の評価対象外である。<br>【審査基準（2）について】<br>同上<br><br>※ただし、評議員制度の導入に向けた検討を開始した。 | 対象無し |
| 6 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | 【審査基準（1）について】<br>アスリート委員会設置は理事会にて承認された。<br>第1回目の委員会を令和8年12月までに開催。<br><br>【審査基準（2）について】<br>アスリート委員会規程及び運用方針を委員会にて令和9年2月までに制定する。<br><br>【審査基準（3）について】<br>アスリート委員会の構成員には一般公募を含めるとともに委員及び委員長に理事を選任している。 | 45.令和８年度 NBA委員会<br>66.令和８年10月13日理事会議事録 |
| 7 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 【審査基準（1）について】<br>令和7年度の定款変更により理事は7名以上15名以下と定められている。現在11名の理事が任命されており、適切な規模を維持している。また11名のうち3名が外部理事である。<br>定款においては通常理事会が2回と定められているが令和7年度実績として6回開催されており、実効性も確保されている。 | 1.定款<br>3.役員規程<br>13.理事会運営規程<br>43.令和7年度全議事録（次第）<br>46.役員名簿 |
| 8 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>①理事の就任時の年齢に制限を設けること | 【審査基準（1）について】<br>令和8年10月13日開催の理事会にて年齢制限について確認された。<br>初回就任時の年齢制限＝70才未満、再任時の年齢制限＝75歳未満<br>役員候補者選考委員会規程に理事就任時の年齢制限の記述追加を令和9年2月末までに実施する。<br><br>※次期役員改選は令和10年6月 | 3. 役員規程<br>66.令和８年10月13日理事会議事録 |
| 9 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | 【審査基準（1）について】<br>令和8年10月13日開催の理事会にて再任回数の上限（10年）について確認された。<br>役員候補者選考規程に在任期間及び再任回数の上限を規定し令和9年2月末までに策定する。<br>また役員候補者選考委員会の発足を令和9年2月までに実行する。<br><br>【審査基準（2）について】<br>令和8年10月13日開催の理事会にて最長期間経過後の再任までの経過期間（2期）について確認された。<br>また役員候補者選考委員会の発足を令和9年2月までに実行する。<br><br>※次期役員改選は令和10年6月 | 3. 役員規程<br>45.令和８年度 NBA委員会<br>46.役員名簿<br>67.令和８年10月13日理事会議事録 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 9 | | | | |
| 10 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | 【審査基準（1）について】<br>役員候補者選考委員会は理事会にて承認された。<br>役員候補者選考委員会規程の制定をを令和9年2月までに実施する。<br><br>【審査基準（2）について】<br>役員候補者選考委員会は理事会にて承認された。ただし外部識者は現在募集中。<br><br>【審査基準（3）について】<br>役員候補者選考委員会は理事会にて承認された。<br>現職の理事は半数以下になるよう令和9年12月までに調整する。<br><br>※次期役員改選は令和10年6月 | 3.役員規程<br>45.令和8年度 NBA委員会<br>46.役員名簿<br>66.役員候補者選考委員会規程(未制定)<br>67.令和８年10月13日理事会議事録 |
| 11 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | 【審査基準（1）について】<br>現規程は基準を満たし、運用されている。 | 3.役員規程<br>5.内部統制基本方針<br>6.倫理規程<br>7.コンプライアンス規程 |
| 12 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 【審査基準（1）について】<br>現規程は基準を満たし、運用されている。 | 1.定款<br>3.役員規程<br>2.正会員規程<br>6.倫理規程<br>7.コンプライアンス規程<br>13.理事会運営規程<br>15.委員会規程<br>16.職務権限規程<br>17.経理規程<br>18.事務局規程<br>27.賛助会員規程<br>31.CS会員規程 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 13 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>②法人の業務に関する規程を整備しているか | 【審査基準（1）について】<br>現規程は基準を満たし、運用されている。 | 1.定款<br>3.役員規程<br>6.倫理規程<br>8.内部公益通報保護規程<br>9.反社会勢力排除に関する規程<br>10.個人情報保護規程<br>11.個人情報保護基本方針<br>19.文書管理規程<br>24.懲戒規程 |
| 14 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 【審査基準（1）について】<br>現在、正社員としての職員雇用が無く、職員及びパートタイムの賃金設定に係る規定が未整備となっている為、職員及びパートタイムへの賃金設定に係る規定を職員就業規則およびパートタイマー就業規則に追加する。<br>実施については総務委員会にて検討し、令和9年2月までに規定を追加し制定する。<br>また、理事・監事の報酬については、定款第29条「理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」と規定されているが、設定基準の定義が整備されていない。今後、財政状況により支給が可能となった場合には、改めて基準を制定する。 | 1.定款<br>3.役員規程<br>4.役員退職慰労金規程<br>20.職員就業規則<br>21.出張旅費規程<br>22.パートタイマー就業規則<br>26.慶弔見舞金規程<br>20.職員就業規則<br>45.令和８年度 NBA委員会 |
| 15 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>④法人の財産に関する規程を整備しているか | 【審査基準（1）について】<br>現規程は基準を満たし、運用されている。 | 1.定款<br>17.経理規程<br>38.ビリヤード普及振興事業協力金規程<br>30.特定費用準備資金等取扱規程 |
| 16 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 【審査基準（1）について】<br>現規程は基準を満たし、運用されている。 | 2.正会員規程<br>31.CS会員規程<br>32.スポンサー選定に関する規程<br>33.寄付金規程 |
| 17 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 【審査基準（1）について】<br>選手選考委員会設置は理事会にて承認された。<br>委員会による選手選考委員会規程の制定を令和9年2月までに実施する。<br>現状は、原則として当法人による公式派遣の対象となる各国際大会それぞれに応じ、<br>・世界ランキングポイントによるIFからの出場選手指定<br>・選手選考会と定められている全日本選手権など国内主要大会での結果<br>・加盟団体による国内ランキングポイントの序列<br>いずれかによる派遣選手選考が慣例として維持されており、当法人が認定している。<br>【審査基準（2）について】<br>選手の権利保護に関する独立した規程はないが、CS会員規程にて会員登録及び会員の義務や権利及び権利保護について記載され、また、倫理規程には選手の不服申し立てに関する仲裁機構の自動受諾について明記され倫理規程は公開されている。<br>【審査基準（3）について】<br>変更を含めた選考基準及び選考過程に係る承認・施行は理事会審議を経て、大会要項等で都度公表されるため、公平性・合理性・透明性はある程度まで確保されている。また、選手選考についてのチェックは都度選手選考委員会 | 6.倫理規程<br>31.CS会員規程<br>45.令和８年度 NBA委員会<br>65.選手選考委員会規程（未制定）<br>66.令和８年10月13日理事会議事録 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 18 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | 【審査基準（1）について】<br>当法人としての統一審判員制度に関しては、NBA委員会組織の「公認レフリー制度委員会」において再編する。ルールを含め、各種目の世界基準に鑑みながら段階的にスタート予定である。審判員制度の整備完了は令和12年度を予定している。なお、現段階では各種目別加盟団体が適任者を指名し運用中である。また競技特性としてファールについてはほぼ明確に事象として現れることと、そもそもフェアプレーの上で成り立つ競技であることから、統一制度は必須であるものの、公平な競技運営に関しおおむね担保されている。<br>公認レフリー制度委員会設置は理事会にて承認された。ただし、公認レフリー制度が制定されるまでは、各加盟競技団体よりレフリーに関する運用方針の提出を義務付ける。2027年2月までに提出し公認レフリー制度委員会にて管理し、審判員規程（暫定版）を令和9年2月までに制定する。 | 45.令和8年度 NBA委員会<br>66.令和8年10月13日理事会議事録 |
| 19 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | 【審査基準（1）について】<br>公認会計士と弁護士については連絡・相談先が確保されている。<br>なお、現在、弁護士を理事に選任している。 また、JOC法務相談も積極活用している。<br><br>【審査基準（2）について】<br>コンプライアンス委員会を理事会内に設置しコンプライアンス研修及び問題提起等を実施している。役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる法的知識を有している。なお、NBA委員会において「倫理・コンプライアンス委員会」として再編し理事会にて承認された。今後は可能な限り外部有識者を委員に登用する方針である。 | 43.令和7年度全議事録（次第）<br>45.令和8年度 NBA委員会<br>56.顧問契約書<br>66.令和8年10月13日理事会議事録 |
| 20 | ［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | （1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること | 【審査基準（1）について】<br>NBA委員会の再設定により「倫理・コンプライアンス委員会」として再編し新委員会設置は理事会にて<br>承認された。 なお、コンプライアンス委員会を理事会との併催を原則としており、定款においては通常理事会が2回以上と定められているところ、毎年理事会は4回以上開催されている。<br>令和8年度も理事会は4回以上予定されているため、令和8年8月（対象無し）・10月（対象無し）・令和9年1月・3月実施予定である。<br>コンプライアンス委員会の議事録は理事会議事録に記載されていたため、今後は単独作成を必須とする。<br>【審査基準（2）について】<br>コンプライアンス規程第6条に基づいて継続的に実践している。<br>【審査基準（3）について】<br>コンプライアンス委員会の委員は理事会を構成する役員が務めるところ、構成メンバーに女性が含まれるため、女性委員が配置されている。<br>NBA委員会の再設定により「倫理・コンプライアンス委員会」が再編され新委員会設置は理事会にて承認された。委員の公募も含め可能な限り外部有識者の登用を検討する。 | 7.コンプライアンス規程<br>43.令和7年度全議事録（次第）<br>45.令和8年度 NBA委員会<br>46.役員名簿<br>60.コンプライアンス委員会議事録<br>61.危機管理マニュアル（未制定）<br>66.令和8年10月13日理事会議事録 |
| 21 | ［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | （2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | 【審査基準（1）について】<br>コンプライアンス委員会の委員は理事会を構成する役員が務めるところ、構成メンバーに現役弁護士及び学識経験者が含まれるため、有識者が配置されている。 | 7.コンプライアンス規程<br>43.令和7年度全議事録（次第）<br>45.令和8年度 NBA委員会<br>47.（資料）改正個人情報保護法 |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 22 | ［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | （1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 【審査基準（1）について】<br>理事会開催時に併催するコンプライアンス委員会に於いて少なくとも年1回以上の役職員向け教育の機会設置に務める。<br>なお、過去実施実績については記録を取っていなかったため今後はコンプライアンス委員会にて記録を取る。<br><br>※令和9年1月の理事会開催前に実施する予定である。 | 7.コンプライアンス規程<br>43.令和7度全議事録（次第）<br>45.令和8年度 NBA委員会 |
| 23 | ［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | （2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 【審査基準（1）について】<br>コンプライアンス教育のうち、まずはアンチ・ドーピング研修に関しては承認エデュケーターが不在のためeラーニングで随時実施している。特に、海外遠征を行う選手に対して重点的に開催している。<br>スポーツインテグリティ確保の為のコンプライアンス教育についてはJOC提供による研修会の機会を活用する。<br><br>令和8年度実施内容（すべてオンライン）<br>JOCインテグリティ研修＝9月～10月実施 選手8名/指導者2名受講<br>JADAアンチ・ドーピング研修＝9月～10月実施 選手8名/指導者2名受講<br>JADA－eラーニング(リアルチャンピオンクイズ)＝4月～ 実施多数 | 7.コンプライアンス規程<br>37.アンチ・ドーピング規程<br>45.令和8年度 NBA委員会<br>48.ビリヤード選手のためのアンチ・ドーピングの知識<br>62.アンチ・ドーピング e-ラーニング参加要請の証憑<br>63.JOCインティグリティ研修参加者リスト |
| 24 | ［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | （3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 【審査基準（1）について】<br>未実施である（国際大会に派遣する審判員はいないため）。<br>公認レフリー制度の整備完了は令和12年度を予定している。<br>公認レフリー制度設置は理事会にて承認された。<br>委員会による現状の各競技団体のレフリー及びレフリー 実施予定者に対するコンプライアンス教育実施の内容とスケジュール（定期開催）を令和9年2月までに制定する。 | 45.令和8年度 NBA委員会<br>66.令和8年10月13日理事会議事録 |
| 25 | ［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである | （1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | 【審査基準（1）について】<br>組織運営において専門家のサポートが必要となる想定された場面や内容を洗い出したうえで、定期的にその適否について検証を行っている。<br>・公認会計士との契約によりサポートを受けられる体制を確保している。<br>　新たに会計関連フローチャートを作成し効率よく正しいサポートを受けられる体制を構築する。<br>・法律関係に関して外部理事に弁護士が選任されている。<br><br>【審査基準（2）について】<br>役員に弁護士が在籍しているほか、公認会計士とも顧問契約を締結しており、定期的にサポートを受けている。また、令和8年度の外部監事に公認会計士を招聘した。 | 7.コンプライアンス規程<br>6.倫理規程<br>17.経理規程<br>38.ビリヤード普及振興事業協力金規程<br>30.特定費用準備資金等取扱規程<br>56.顧問契約書<br>64.会計関連フローチャート（未制定） |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 26 | ［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである | （2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | 【審査基準（1）について】<br>稟議及び金銭決裁に関する手順が未整備であるため総務委員会により経費使用及び財産管理に関して経理規程を見直しを令和9年度2月までに実施し更新する。規程を整備し、公正な会計原則を遵守するために会計フロー及び業務サイクルを確立する。<br>【審査基準（2）について】<br>原則として監事は定款に定める上限の2名を置き、相互に補完しながら適正な監査が行われるよう努めている。選定時の適正性の確保について理事会から独立した機関は未設置だが、総会における個別の就任審議において、その適否の判断を仰いでいる。<br>【審査基準（3）について】<br>毎年度監査報告書は総会に提出し承認されている。<br>定期的に公認会計士のサポートを受けるとともに、監事は定期的に事務所に入り会計に係るチェックを実行している。 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査についても実行している。具体的な業務運営の妥当性に関する監査については理事会内での理事の業務報告を受けるとともに可能な限り実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 | 17.経理規程<br>38.ビリヤード普及振興事業協力金規程<br>30.特定費用準備資金等取扱規程<br>46.役員名簿<br>53.令和6年度定時総会議事録全文<br>49.令和6年度監査報告書 |
| 27 | ［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである | （3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 【審査基準（1）について】<br>選手強化NF事業の内容については、JOC実施要項に準拠し、その対象事業は継続的な踏襲を原則としている。<br>よって、独自のガイドラインは設けていないが、各年度の事業計画の確認と変更は理事会審議を経る。 | 54.令和8年3月10日理事会議事録全文<br>51.令和8年度NF強化事業計画-20260310理事会案<br>52.令和8年度事業計画案-20260310理事会案<br>55.選手強化NF事業実施要項（表紙・要綱）<br>57.交付金通知書 |
| 28 | ［原則7］適切な情報開示を行うべきである。 | （1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 【審査基準（1）について】<br>公式サイトにて、事業計画及び事業報告、収支予算及び収支報告を公表している。<br>https://www.nba.or.jp/ | 41.予算/収支報告<br>42.事業計画/報告 |
| 29 | ［原則7］適切な情報開示を行うべきである。 | （2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 【審査基準（1）について】<br>選手選考委員会設置は理事会にて承認された。選手選考委員会規程の制定を令和9年2月までに実施する。<br>選手選考についてのチェックは都度選手選考委員会が実施し、理事会へ報告され選考方法や結果を公表する。<br>この手順については選手選考委員会規程にて規定される。<br>公表の実施は選手選考委員会規程制定後、公式サイトにて令和9年3月より実施する。 | 65.選手選考委員会規程（未制定）<br>66.令和8年10月13日理事会議事録 |
| 30 | ［原則7］適切な情報開示を行うべきである。 | （2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | 【審査基準（1）について】<br>当法人の公式サイトにて開示している。<br>https://www.nba.or.jp/ | 50.ガバナンスコード自己説明 様式5 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 31 | ［原則8］利益相反を適切に管理すべきである | （1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 【審査基準（1）について】<br>倫理規程内に利益相反についての条文を有し、また利益相反マネジメントポリシーも制定され適切に運用されている。<br><br>【審査基準（2）について】<br>利益相反マネジメントポリシーが制定され適切に運用されている。 | 6.倫理規程<br>35.利益相反に関するポリシー |
| 32 | ［原則8］利益相反を適切に管理すべきである | （2）利益相反ポリシーを作成すること | 【審査基準（1）について】<br>利益相反マネジメントポリシーが制定され適切に運用されている。 | 35.利益相反に関するポリシー |
| 33 | ［原則9］通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | 【審査基準（1）について】<br>通報窓口については、公式サイトにて周知している。https://www.nba.or.jp/<br><br>【審査基準（2）について】<br>内部公益通報保護規程第10条に定めている。<br>【審査基準（3）について】<br>内部公益通報保護規程第10条に定めている。<br>【審査基準（4）について】<br>内部公益通報保護規程第11条に定めている。<br>【審査基準（5）について】<br>理事会開催前実施のコンプライアンス委員会にて、職員も含め教育を実施している（年1回程度）。<br>本年度は令和9年1月開催の理事会前のコンプライアンス教育で実施する。 | 6.倫理規程<br>8.内部公益通報保護規程 |
| 34 | ［原則9］通報制度を構築すべきである | （2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | 【審査基準（1）について】<br>下記の体制で実施している。<br>なおコンプライアンス委員会はNBA委員会での「倫理・コンプライアンス委員会」としての再編が理事会にて承認された。運用体制・運用手順は危機管理マニュアル内に記載する。<br>令和9年2月までに整備。（※現在ドラフト版）<br>（1）人事・労務に関する事項又は一切の法律問題に関する通報等<br>・内部通報窓口＝当法人コンプライアンス委員会<br>（2）理事、職員等の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等<br>・通報窓口＝当法人監事または担当弁護士<br>（3）競技会の結果、各種大会への選考結果等が不正により正しく処理されなかった場合の通報等<br>・内部通報窓口＝当法人コンプライアンス委員会<br>※相談窓口として公益財団法人日本スポーツ仲裁機構へ直接申し立てをすることが可能で、その場合、手続は日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従い、スポーツ仲裁により解決されるものとする。<br>（4）その他の事項に関する通報等<br>・内部通報窓口＝当法人コンプライアンス委員会<br>（5）当法人、加盟団体及びビリヤードNF組織内における全ての不正に関する通報など<br>・外部通報窓口＝公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談窓口 | 6.倫理規程<br>8.内部公益通報保護規程<br>45.令和8年度 NBA委員会<br>59.通報相談窓口利用案内<br>61.危機管理マニュアル（未制定）<br>66.令和8年10月13日理事会議事録 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 35 | ［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである | （1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること | 懲戒及び懲罰の執行に関する権限や手続などについて、現在の規程類の中では不備があることが判明したため、関わる規程の調査を開始した。関係規程の改定には一部総会決議が必要なものもあるがDraftを令和9年2月までに準備する。要総会決議規程との関連がある規程もあることから総会決議規程も含め次回の総会（令和9年6月）にて説明を実施したうえで承認を得る。<br>なお、NBA委員会での「倫理・コンプライアンス委員会」としての再編が理事会にて承認された。<br>処分に関しては「倫理委員会」を都度招集し決定する。<br>【審査基準（1）について】<br>禁止行為～処分まで、コンプライアンス規程・倫理規程、CS会員規程、懲戒規程にて規定されている。<br>【審査基準（2）について】<br>関連規程は公式サイトにて公開している。<br>【審査基準（3）について】<br>懲戒規程にて定めている。<br>【審査基準（4）について】<br>処分結果の通知については懲戒規程に規定されているが、対象者の不服申し立ての権利に関する記述が明確ではないため、令和9年2月までに同規程を改正する。 | 6.倫理規定<br>7.コンプライアンス規程<br>24.懲戒規程<br>31.CS会員規程 |
| 36 | ［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである | （2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 【審査基準（1）について】<br>懲戒及び懲罰の執行に関する権限や手続などについて、NBA委員会での「倫理・コンプライアンス委員会」再編により処分に関しては「倫理委員会」を都度招集し決定する。関係規程の改定には一部総会決議が必要なものもあるがDraftを令和9年2月までに準備する。次回の総会実施月である令和9年6月に総会決議規程の承認を得た上で関連規程の発行を実施する。 | 24.懲戒規程<br>6.倫理規程<br>7.コンプライアンス規程<br>31.CS会員規程<br>45.令和8年度 NBA委員会<br>66.令和8年10月13日理事会議事録 |
| 37 | ［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | （1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | 【審査基準（1）について】<br>倫理規程にて自動応諾条項を定めている。<br>スポーツ仲裁機構に登録済である。（自動応諾団体リスト掲載済）<br><br>【審査基準（2）について】<br>自動応諾条項の対象事項には、NFのあらゆる決定を広く対象に含む内容の倫理規程への記載を令和9年2月までに実施する。<br><br>【審査基準（3）について】<br>申立期間についての制限について、倫理規程への記載を令和9年2月末までに実施する。 | 6.倫理規程<br>7.コンプライアンス規程<br>24.懲戒規程 |
| 38 | ［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | （2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | 【審査基準（1）について】<br>通知している。また、スポーツ仲裁の利用について記載している倫理規程（第12条）は公式サイトにて公開している。<br>なお、スポーツ仲裁の利用について記載されている通知書は未制定のため令和9年2月末までに制定する。 | 6.倫理規程 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 39 | ［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | （1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | 【審査基準（1）について】<br>危機管理体制は倫理・コンプライアンス委員会にて令和9年2月までに構築する。<br>【審査基準（2）について】<br>危機管理マニュアルは令和9年2月までに制定する。<br>【審査基準（3）について】<br>不祥事対応の一連の流れは危機管理マニュアルにて令和9年2月までに制定する。<br>【審査基準（4）について】<br>外部調査委員会設置を含む危機管理マニュアルは令和9年2月までに制定する。<br><br>※機器管理マニュアルは倫理・コンプライアンス委員会にて策定する | 45.令和8年度 NBA委員会<br>61.危機管理マニュアル（未制定） |
| 40 | ［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | （2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 【審査基準（1）について】<br>過去6年間に当法人において不祥事が発生した事例はない。 | 61.危機管理マニュアル（未制定） |
| 41 | ［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | （3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 【審査基準（1）について】<br>過去6年間に当法人において不祥事が発生した事例はない。 | 61.危機管理マニュアル（未制定） |
| 42 | ［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | （1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 【審査基準（1）について】<br>加盟団体規程にて明確に定義されている。<br>【審査基準（2）について】<br>NBA委員会の再編に伴い設置する「倫理・コンプライアンス委員会」及び「アスリート委員会」への地区支部及び種目別加盟団体からの委員の参加を促すとともに、加盟団体会議等における情報共有と双方向のコミュニケーションを通じて、指導・助言体制のさらなる強化を図ることとしている。<br>この方針に対応するため委員会規程への記載を令和9年2月末までに実施する。<br>なお、コンプライアンス規程には、コンプライアンスの推進に関する各年度の活動計画を策定し、その総括を行う旨が規定されている。現時点では必要に応じて適時行っている（例：コロナ対策等）。<br>【審査基準（3）について】<br>令和7年度の加盟団体会議にて、加盟団体実施の公式戦の実施日について調整、日程を決定した。<br>支部分担金改正について説明、議論を実施した。議論の上一旦保留とし、令和8年度の加盟団体会議で再調整となった。なお、コンプライアンス教育を令和8年11月開催の会議で実施する。 | 7.コンプライアンス規程<br>14.加盟団体規程<br>44.加盟団体代表者会議議事録全文<br>45.令和8年度 NBA委員会<br>58.NBA組織図 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 43 | ［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | （2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 【審査基準（1）について】<br>令和7年度の加盟団体会議では、時間の都合上、研修会は実施できなかった。<br>令和8年度の加盟団体会議ではスポーツ仲裁機構による「ガバナンスガイドブック」をもとにしたコンプライアンス研修を実施する。 | 7.コンプライアンス規程<br>14.加盟団体規程<br>44.加盟団体代表者会議議事録全文<br>45.令和8年度 NBA委員会<br>50.ガバナンスコード自己説明 様式5 |